

◆◆◆ 交通政策審議会気象分科会、「局地的な大雨による被害の軽減に向けた気象業務のあり方について」を提言

昨年夏、局地的な大雨による被害が相次いで発生したことに鑑み、国土交通省の交通政策審議会気象分科会は、6月16日（火）に気象庁の観測・予測システム改善に加え、局地的大雨に関する安全知識普及が必要であるとするとの提言をまとめ、気象庁長官へ報告しました。提言の骨子は、次のとおりです。

1. 国民各自が局地的な大雨に対する危険性が身近にあることを認識し、自ら危険を回避できるよう、気象情報等の活用能力の向上を含めた安全知識の自己啓発を強化する。
2. 国民各自が天気予報・気象レーダー画像などの気象情報を安全情報として活用できるよう、関係機関と連携して活動状況に応じた情報の入手ができる環境を整え、その活用を促進する。
3. 国民の防災と安全・安心に対する要請に応えるため、気象観測・予測システムの高度化や気象情報の改善を計画的に推進する。
4. 国民に対する安全知識の普及啓発や気象情報の利活用促進にあたっては、防災関係機関、地域等の安全にかかわる関係者、さらには民間部門等、幅広い関係者の連携・協力を促進する。

提言の取りまとめに際して、気象庁では本年1月にインターネットを通じて局地的な大雨に関する認識度を把握するためのアンケートを行いました。約2千人から寄せられた回答によると、局地的大雨となる気象現象や天気予報で局地的大雨に対し注意を呼び掛ける「天気が不安定」等の情報については約7割がこれらを認知していると回答しています。また、半数近くは局地的大雨に対し「回避行動をとれる」、「おそらく回避可能」と回答していますが、そのうち何らかの対策を講じているのが半数程度となっています。実際に水辺で遊ぶ際に何らかの対策を講じている人は、約3割でした。その対策（複数回答）の内訳は「事前に天気予報を確認」が9割と最多、次いで「周り気象状況の変化に注意」が約6割、「行動中に気象情報を入手」は3割程度でした。

提言の全文は気象庁ホームページ

(<http://www.jma.go.jp/jma/press/0906/16a/bunkakaki090616.html>)に掲載されています。